

聖籠町教育委員会における次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年3月25日

聖籠町教育委員会委員長 稲田 健一

聖籠町教育委員会規則第4号

聖籠町教育委員会における次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則を廃止する規則

聖籠町教育委員会における次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成17年聖籠町教委規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。